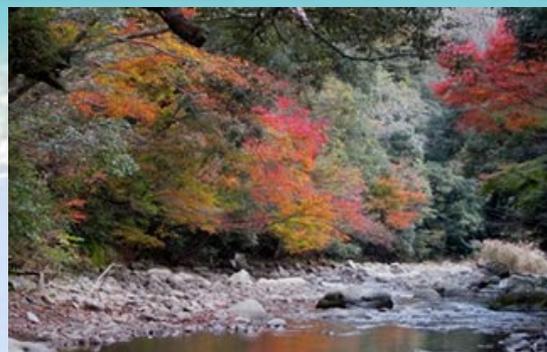


# 串間市 都市計画マスタープラン 概要版



令和2年8月  
串間市



# 目 次

## 策定の目的等

都市計画マスタープラン策定の目的.....	1
策定の対象範囲.....	1
都市計画マスタープランの目標年次.....	1
都市計画マスタープランの構成.....	2

## まちづくりの部門別方針

まちづくりの基本的方向.....	3
1)都市としての特性を踏まえたまちづくり.....	3
2)まちづくりの理念と都市としての目標.....	6
3)まちづくりの基本戦略.....	7
土地利用・都市施設に関する方針.....	8
1)土地利用・都市施設に関する目標.....	8
2)土地利用・都市施設に関する基本的方向.....	8
道路交通・空間に関する方針.....	11
1)道路交通・空間に関する目標.....	11
2)道路交通・空間に関する基本的方向.....	11
防災・減災に関する方針.....	13
1)防災・減災に関する目標.....	13
2)防災・減災に関する基本的方向.....	13
景観形成に関する方針.....	15
1)景観形成に関する目標.....	15
2)景観形成に関する基本的方向.....	15

## 地域別のまちづくり方向

福島地域.....	18
1)地域づくりの目標.....	18
2)地域づくりの基本的方向.....	18
北方地域.....	21
1)地域づくりの目標.....	21
2)地域づくりの基本的方向.....	21

大東地域.....	23
1)地域づくりの目標.....	23
2)地域づくりの基本的方向.....	23
本城地域.....	25
1)地域づくりの目標.....	25
2)地域づくりの基本的方向.....	25
都井地域.....	27
1)地域づくりの目標.....	27
2)地域づくりの基本的方向.....	27
市木地域.....	29
1)地域づくりの目標.....	29
2)地域づくりの基本的方向.....	29

## 実現化方策

実現のための基本的考え方.....	31
実現化方策の方針.....	32
1)協働のまちづくりの推進.....	32
2)まちづくりの推進体制の充実.....	32
整備プログラムと進行管理.....	33
1)整備プログラム.....	33
2)進行管理.....	34

## 策定の目的等

### ○ 都市計画マスタープラン策定の目的

本市では、中心市街地を対象に都市計画を定めて計画的にまちづくりに取り組んできましたが、社会情勢の変化に対応した将来的なまちづくりのビジョンや指針の必要性が高まりました。

そこで、本市の状況や広域交通機能の改善などを背景として、

『都市の活性化、産業の振興、生活環境の改善に寄与し、持続可能な都市の実現』を推進するため、将来的なまちづくりの指針としての都市計画マスタープランを策定しました。

市町村が定める都市計画マスタープラン(以下、「都市計画マスタープラン」という。)は、平成 5 年の都市計画法の改正によって規定され、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といい、当該市町村を含む都市計画区域毎に宮崎県が定める都市計画マスタープラン、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想・基本計画などに即し、住民にもっとも近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域・地区別のあるべき「まち」の姿を定めることを目的としています。都市計画を施行している市町村においては、策定が法律的に責務となっています

### ○ 策定の対象範囲

都市計画マスタープランは、原則、都市計画区域の範囲が対象になっています。

本市では、市域面積の約 6%に当たる 1,701ha の都市計画区域(福島地域と北方地域の一部)が対象となりますが、本計画では、幅広いまちづくりの視点から都市計画区域以外も含めた市全域を対象としています。ただし、計画内容は都市計画マスタープランの本来の対象である都市計画区域に重点を置いたものとなっています。

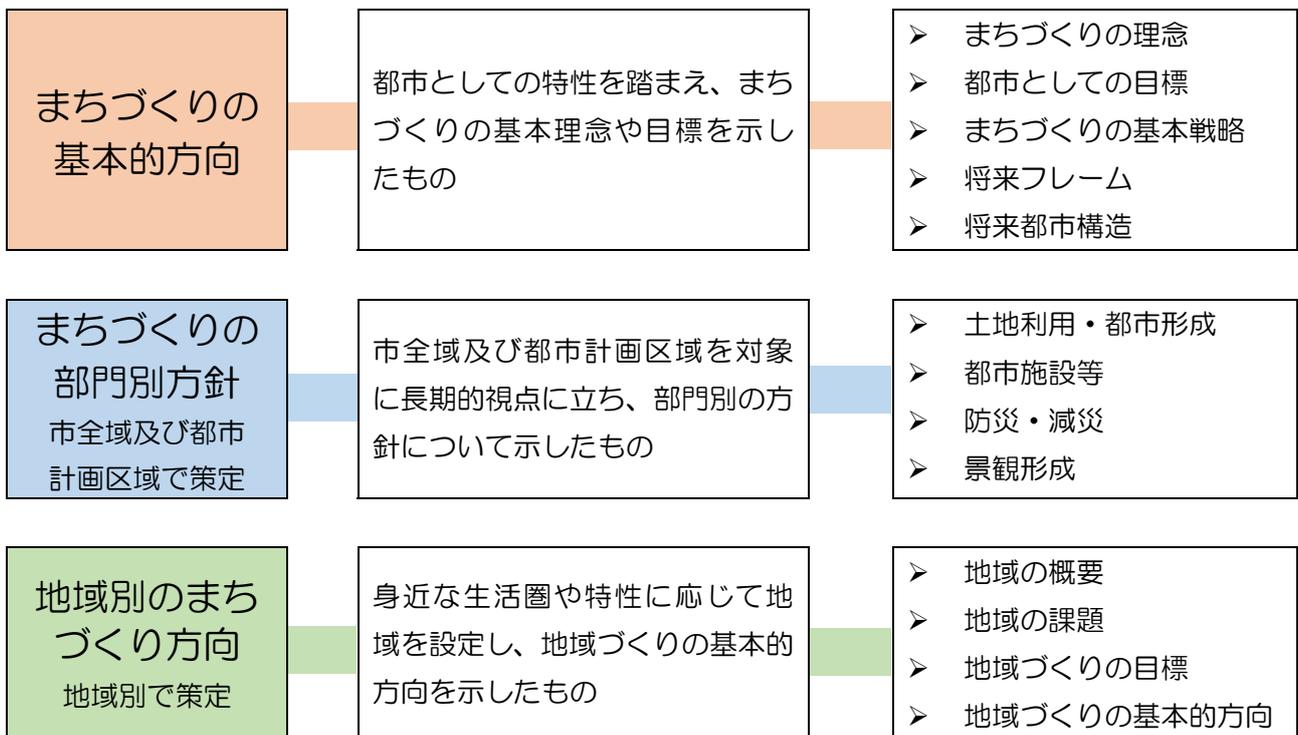
### ○ 都市計画マスタープランの目標年次

本都市計画マスタープランは、「第五次申間市長期総合計画」や「申間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との計画期間と整合を図り、2020年を基準に、概ね20年後の2040年を目標年次、2030年を中間年次と定め策定しています。ただし、宮崎県による都市計画区域マスタープランや市の総合計画などの上位計画の改訂や、関連する法令・制度の変更などが生じた場合は、必要に応じて見直しを行なうものとします。

**目標年次 ; 2040 年(基準年次 2020 年)**

## ○ 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、一般的に「全体構想」と「地域別構想」による構成となっていますが、本市では、市域面積と比較して都市計画区域面積が約6%と狭いことを踏まえ、「まちづくりの基本的方向」を設定した上で、市全域及び都市計画区域を対象とした「まちづくりの部門別方針」、本市を構成する6地域における「地域別のまちづくり方向」という構成で策定しています。



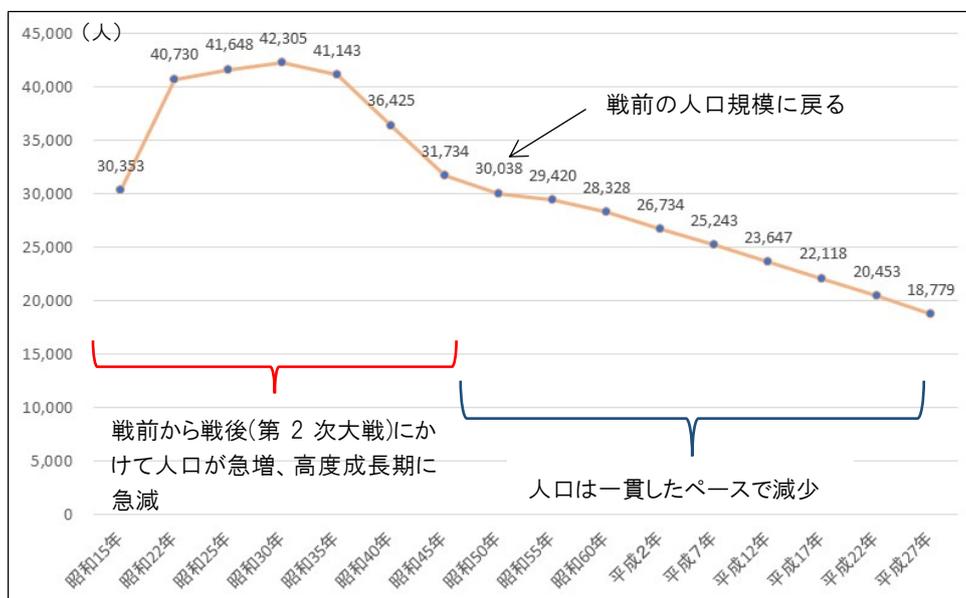
# まちづくりの部門別方針

## ○ まちづくりの基本的方向

### 1)都市としての特性を踏まえたまちづくり

#### ① 人口減少

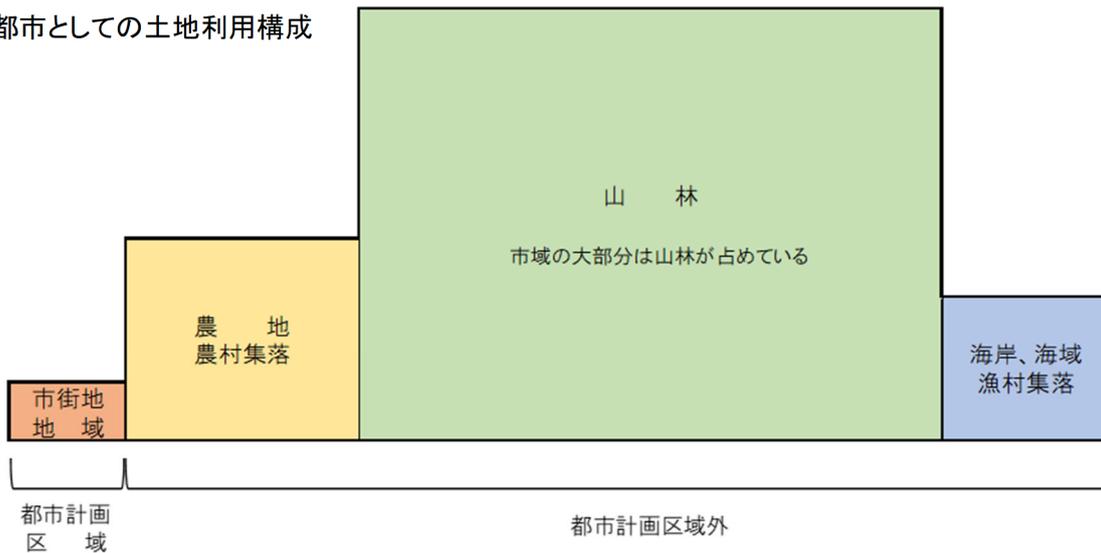
本市では、昭和20年代から一貫して人口が減少し、少子高齢化が進行し、将来も人口が減少する傾向が続くことが予測されています。特に、用途地域以外では高齢化が顕著であり限界集落化しつつあるところもみられます。また、人口減少の大きな要因となっているのは、転入人口よりも転出人口が多いという社会減が大きく影響しています。



#### ② 大半を占める自然的土地利用の中の一部を占める都市的土地利用

本市は、市域面積の約75%が山林で占められており、志布志湾に面した市域中央部に広がる平坦地に市街地が形成され、周囲にまとまった規模の農地があり、農村集落が分布しています。また、山林や海岸沿いに小規模な農地や集落が点在しています。これらの土地利用の構成は、基本的に、今後とも大きく変化することはないといえます。また、都市計画としてみると、市街地地区を含む都市計画区域と、主として農地、山林、海岸等からなる都市計画区域外での土地利用により構成されています。

図：都市としての土地利用構成



### ③ 衰退する第一次産業を基幹産業とする産業構造

かつては市域の大部分を占める農地、山林(市域面積の約 75%)、海域での農林水産業や観光産業が都市の経済や活動を支え、用途地域での都市機能が支援するという関係でしたが、第一次産業の就業者の減少を第二次産業で受け入れることができるような産業構造の転換が円滑にできなかったことなどが大きく影響して、就業者の減少などにより都市全体が衰退しているといえます。

第一次産業就業者数が大幅に減少する一方、第二次産業などへの産業構造が転換せず、人口、就業者数が減少の一途をたどっている

昭和 40 年は、第一次産業の就業者が全就業者数の約 60%を占めていましたが、平成 27 年には昭和 40 年の 9,885 人から 2,382 人へと大きく減少しています。各産業ともに減少していますが、第一次産業の就業者の減少数が全就業者の減少数に占める比率は 85.5%となっています。ただし、平成 27 年の第一次産業の就業者は 30.5%を占め、第二次産業よりも 13 ポイントほど高いなど、現在も基幹産業としての役割を果たしているといえます。

単位：人、%

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計
昭和40年	9,885	1,876	4,820	16,581
	59.6	11.3	29.1	100.0
平成27年	2,382	1,351	4,076	7,809
	30.5	17.3	52.2	100.0
増減数	▲ 7,503	▲ 525	▲ 744	▲ 8,772
減少寄与率	85.5	6.0	8.5	100.0

資料：国勢調査



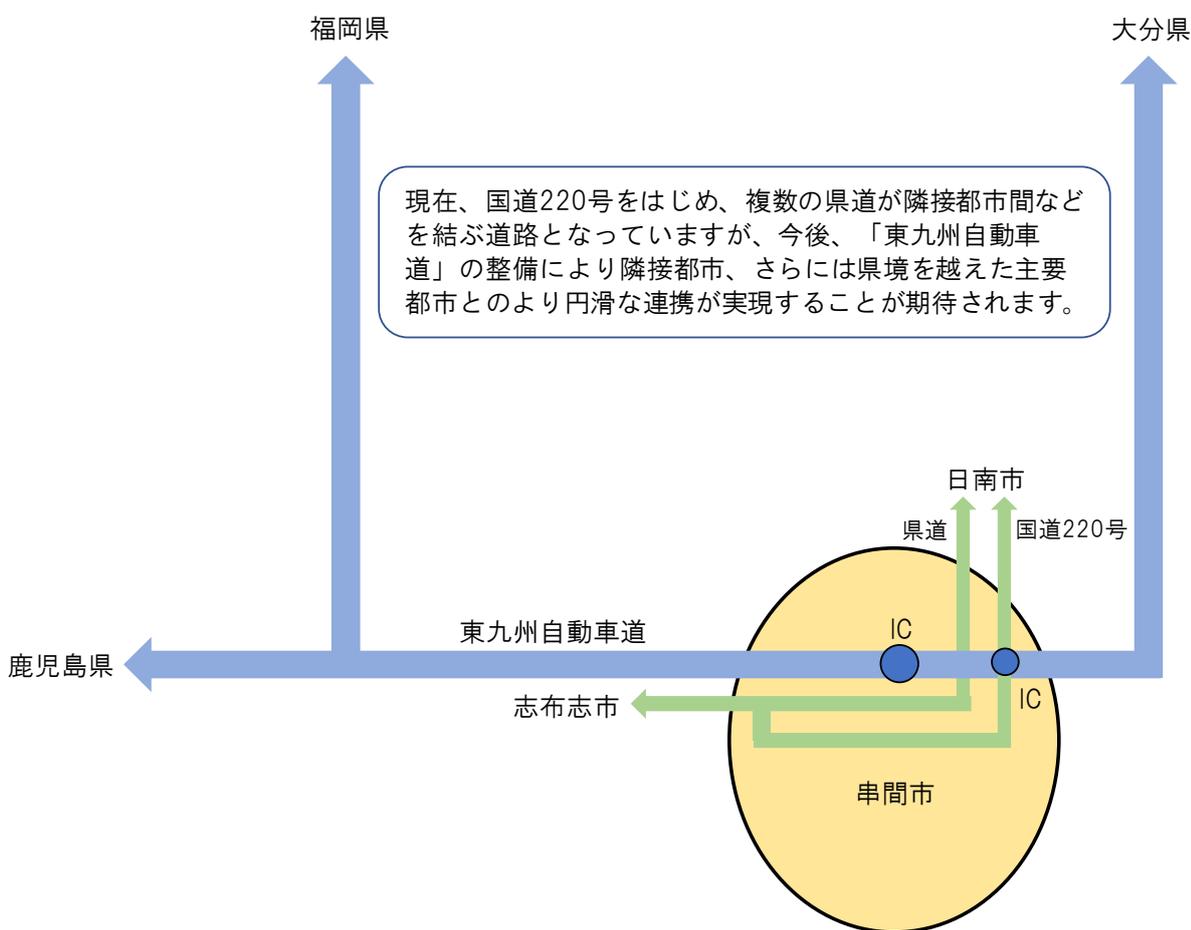
#### ④ 都市形成を制約する都市の位置と広域交通機能

本市は、宮崎県の最南端に位置し、東・南側が海域に面していることや広域的な道路アクセス機能が不十分であるなど、都市の形成が地理的・交通的に大きく制約を受けていました。特に、流通面において大消費地である宮崎市など都市圏域までは、比較的遠隔地にあるため、時間的・コスト的なハンディを負っている状況です。

このような立地位置や交通の条件にある本市において、ようやく広域的な交通条件の改善に大きく寄与することが予想される東九州自動車道及びICが整備されることとなり、広域交通機能における制約が緩和される見通しとなりました。

本市においては、広域的な交通条件が好転することを契機として、新たな視点から都市づくりに取り組んでいくことが重要といえます。

図：広域的な交通条件の改善



## 2)まちづくりの理念と都市としての目標

まちづくりの基本的方向を踏まえ、本計画における「まちづくりの理念」、「都市としての目標」を次のように設定します。「まちづくりの理念」は、上位計画、住民意向調査を踏まえ、まちづくりのキーワードを勘案し設定します。また、まちづくりの理念に基づき、「都市としての目標」は、「豊かな自然と共存すること」、「就業の場の拡大を図ること」、「良好な住環境の充実を図ること」を柱に設定します。

### 《まちづくりの理念》

**高齢者をはじめすべての市民にとって安全・安心で**

**住みやすく・暮らし続けられるまちづくり**

### 《都市としての目標》

**豊かな自然と共存し、就業の場の拡大を図り、**

**良好な住環境が充実した住み続けられる都市 串間**

**豊かな自然と共存し**……地域資源として保全・活用し交流人口の拡大を図る

**就業の場の拡大を図り**……第1次産業の第6次産業化、第2次産業の拡充、

第3次産業を活性化する

**良好な住環境が充実した**……住みたくなるまちづくりによる流出入口の抑制、

移住・定住人口の増加を図る

### 3)まちづくりの基本戦略

本市では、都市としての目標に設定した「豊かな自然と共存」、「就業の場の拡大」、「良好な住環境の充実」を実現していくため、自然環境の保存、第1次産業や観光産業の振興、既存産業の振興や更なる企業誘致、良好な環境の住まいづくりに取り組みます。

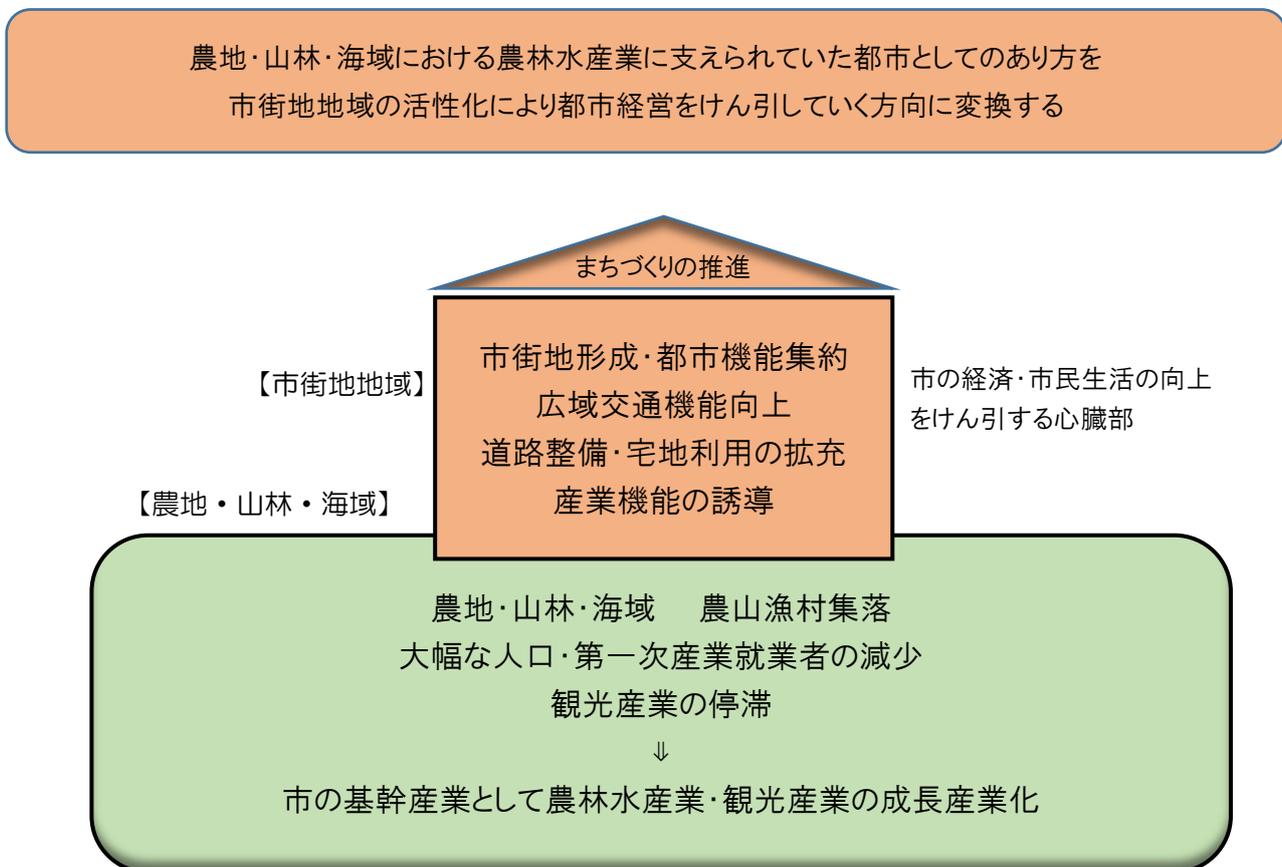
そのためには、将来の都市づくりの鍵（キー）になる広域幹線道路である東九州自動車道及びICの活用が必要となります。東九州自動車道及びICが整備されることにより他都市から本市へのアクセス性が高まることを踏まえ、「ひと・もの」の交流・流通が拡大するような都市経営が重要であり、東九州自動車道が都市に及ぼす効果を最大限に生かしたまちづくりの取り組みが必要です。

今後、東九州自動車道及びICの整備が立地条件を好転させる大きな契機としてとらえ、市街地が形成され、都市機能が集約している用途地域でICと関連する道路の整備、製造・物流業などの企業誘致に積極的に取り組み、産業構造の転換、就業の場の拡大を図ることにより、第三次産業の振興にも波及効果をもたらしつつ、都市経営・都市活動の活性化を図っていくことを目指します。

つまり、市街地地域(主として用途地域)において、都市的土地利用の活性化・集約化による効率的都市の形成、多様な都市機能間の連携、コンパクト化した市街地地域と周辺地域とのネットワークの強化を図ります。

このように市街地地域においては、市の経済・市民生活をけん引していく原動力、心臓部としてふさわしいまちづくりに取り組み、活力ある都市の実現を目指します。

図：まちづくりの基本戦略



## ○ 土地利用・都市施設に関する方針

### 1)土地利用・都市施設に関する目標

都市計画区域における土地利用・都市施設については、都市計画と都市活性化が連動した計画的なまちづくりの推進により、活力と魅力を醸し出す都市の再生を図ることを目指し、目標を次のように設定します。

### 都市計画区域における土地利用・都市施設の充実による都市の活性化

### 2)土地利用・都市施設に関する基本的方向

#### ① 良好な居住環境の魅力ある住みやすい住宅地の形成

用途地域の商業系及び工業系用途地域を除いた区域は、概ね低層住宅を主体とした市街地となっています。良好な住宅地としての環境保全、生活道路の改善など住みよい環境の形成に取り組みます。

用途地域外のある程度まとまりのある住宅市街地や集落地区は、それぞれ特有の集落景観や地域コミュニティなどの状況を踏まえ、生活道路や農道の整備など、住宅環境の維持・保全に取り組みます。

#### ② JR串間駅西側一帯での魅力ある市街地の形成

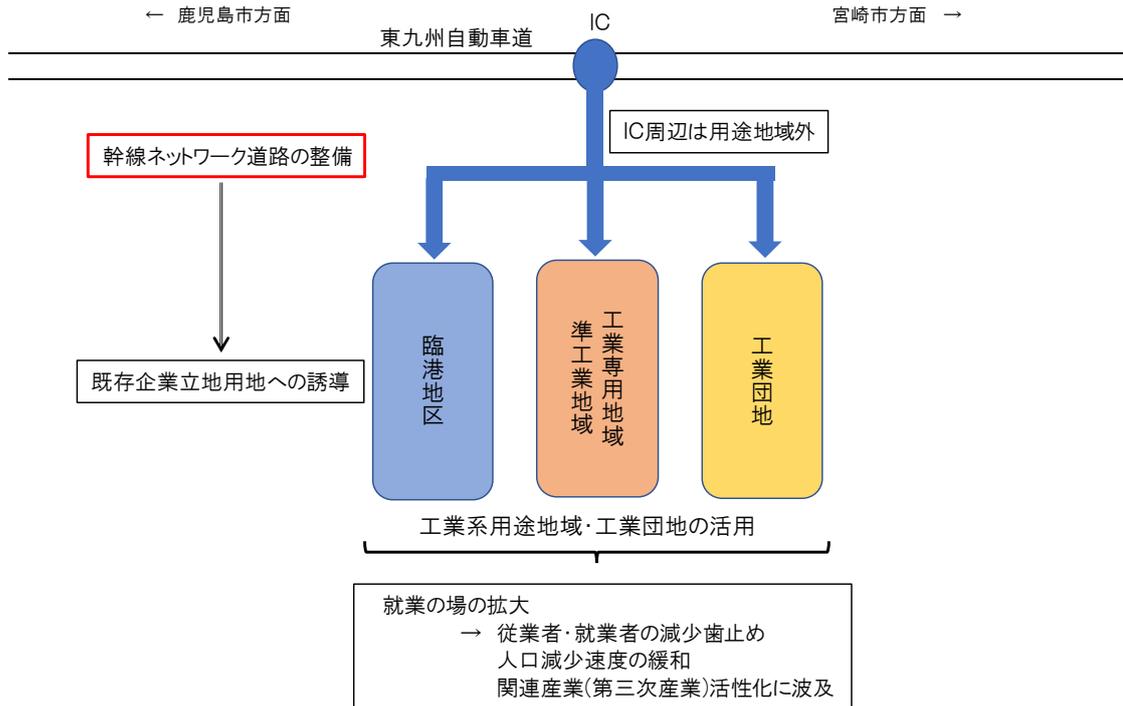
JR串間駅西側一帯は、商業系用途地域などに指定され、多様な用途の土地利用が行われています。その中でも、本市の骨格をなす国道220号、国道448号、県道112号(今別府串間線)が結節するJR串間駅周辺の商業地域では、串間駅に農産物販売所である「駅の駅」がありますが、既存の商業施設はほとんどみられません。そのため、JR串間駅西側では、串間市景観計画で「景観形成重点地区」に定められた「旧吉松家住宅周辺(仲町地区)」や「道の駅くしま(仮称)」の整備を促進することで、交流人口の増加や新たな商業・サービス施設の誘致により、魅力ある中心市街地ゾーンの形成に努めます。

#### ③ 広域・高速交通機能を高める東九州自動車道ICを活用した企業の誘致

工業系用途地域は、南側に中央第一地区土地区画整理事業を行った準工業地域があり、また、福島川を挟んで工業専用地域が指定されています。さらに、福島港には未利用のままの臨港地区(準工業地域)、用途地域の北側の用途地域外には、上ノ城工業団地があります。

東九州自動車道及びICの整備により広域交通機能が向上することを契機ととらえ、当面は、ICと用途地域内の工業系用途地域や工業団地とを有機的にネットワークする都市計画道路の整備に取り組み、未利用地を活用し円滑な企業誘致の推進に取り組みます。

図;東九州自動車道及びICを生かした産業振興



#### ④ 東九州自動車道ICの整備に伴う適切な都市計画としての対応

東九州自動車道の2箇所のICは、都市計画区域際及び外側に計画されています。将来、ICの整備に伴い、周辺での効果的・効率的な都市的土地利用の実現を図るとともに、無秩序な土地利用の抑制、土地利用の整序を行うなど、適切な対応に取り組みます。

#### ⑤ 農林水産業の振興

本市の農林水産業は、現在も基幹産業となっていますが、消費地から遠隔地にあることで他の生産地と比較して大きなハンディを背負っているといわれています。このようなハンディを克服するため、広域高速道路である東九州自動車道及びICの整備を契機として、農林水産業に関する関連計画等を踏まえ、農林水産業の振興を図ります。

#### ⑥ 都市計画道路の全体的見直し

既存の都市計画道路の改良率は、用途地域内で約50%、用途地域外で約10%となっているなど、整備率が低いことを踏まえ、さらに、都市的土地利用や道路整備の進捗状況、東九州自動車道の整備、人口や世帯数の減少などを勘案し、全体的な見直しを行い、まちづくりの基本戦略と整合した効率的な都市計画道路網の形成を図ります。

#### ⑦ 都市公園の維持管理の向上

都市公園の維持管理については、本市の財政状況なども踏まえ、長期にわたり安全・快適に利用でき

るよう取り組みます。

#### ⑧ 串間市総合運動公園の地域防災拠点としての整備推進

地域防災拠点として位置づけられている串間市総合運動公園は、広域避難地として被害の状況や防災関連施設の配置に応じて広域の防災活動拠点としての役割を担う機能の整備を図ります。

#### ⑨ 社会経済状況を踏まえた公共下水道の事業計画の見直し

下水道未整備区域については、すでに合併浄化槽が普及し、下水道整備後の接続が見込みにくい状況となっています。さらに、少子高齢化、人口密度、財政負担、投資効果、長期的な維持管理や、下水道整備の必要性に関する意向調査結果を踏まえ、下水道全体計画区域 403ha のうち、整備の終わっていない 259ha については、地域の実情に応じた効率的な生活排水対策による快適な生活環境の確保のため、合併浄化槽での処理への見直しが妥当だと考えられます。したがって、下水道で整備すべき区域について、現在整備が完了している 144ha とすることなど、事業計画を見直す必要があります。

## ○ 道路交通・空間に関する方針

### 1) 道路交通・空間に関する目標

本市での道路交通の安全性・快適性、公共交通の利便性向上、観光資源を連携する道路空間の充実を図ることを目指し、道路交通・空間に関する目標を次のように設定します。

**安全・安心な道路交通、利便性が高い公共交通、魅力ある道路空間の充実**

### 2) 道路交通・空間に関する基本的方向

#### ① 公共交通の利便性向上

まちづくりとの一体性の確保や地域全体を見渡した総合的かつ持続可能な公共交通ネットワークの構築のため「串間市地域公共交通網形成計画」の策定に取り組みます。また、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の観点から立地適正化計画との連携を図ります。

#### ② 道路交通に対する事故削減

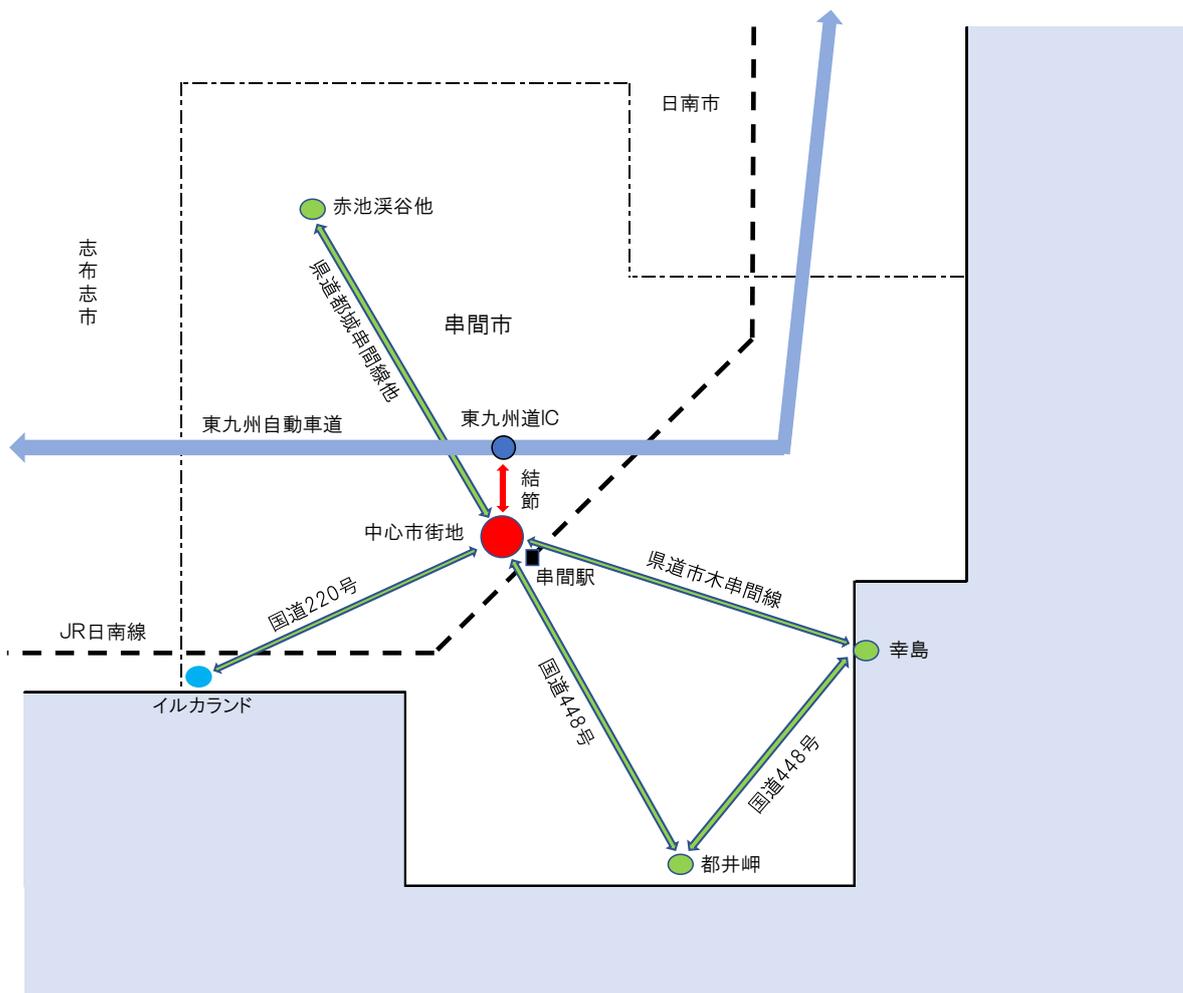
交通事故が多発している都市内の骨格となる幹線道路や地域の主要な生活道路については、拡幅により歩道を設置するなど歩行者と車を分離し、安全な歩行者空間を確保するとともに、円滑な自動車通行の向上を図ります。

住宅市街地や集落内において、自動車の走行速度を抑制し、通過交通を排除する規制などにより、安全で安心して生活できる環境の確保に取り組みます。

#### ③ 観光資源を連携する道路空間の充実

本市には、海岸域を中心に観光資源などがありますが、いずれも市域全域に分散して立地しており、相互の連携が不十分です。そのため、中心市街地を核として、各観光施設を有機的に結ぶ道路のネットワークを明確にするとともに、施設案内板の設置や、道路や沿道景観などを含めた魅力的な道路空間の充実に取り組みます。また、中心市街地、都井岬、幸島を結ぶ国道 448 号、県道市木串間線の回遊性を高めるような道路空間の充実に努めます。

図：観光資源連携道路網



## ○ 防災・減災に関する方針

### 1) 防災・減災に関する目標

本市の災害が発生しやすい自然環境に適切に対応しながら、安全な生活空間・環境の確保を図ることを目指し、防災・減災に関する目標を次のように設定します。

自然災害に対する安全で安心して暮らせるまちづくり

### 2) 防災・減災に関する基本的方向

#### ① 防災公園の整備推進と緊急輸送地域ルート<sup>1</sup>の維持・保全

防災公園として位置づけられた串間市総合運動公園の整備推進を図ります。また、宮崎県により串間市総合運動公園への緊急輸送地域ルートとして指定されている県道 112 号(今別府串間線)及び緊急輸送ルートとして指定されている国道 220 号の整備の維持・保全に努めます。

#### ② 市街地での建築物の耐震、防災機能の向上

建物が密集した市街地での既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進、防災機能の向上の促進を図ります。また、福島川の近傍に位置する消防庁舎があらゆる災害に対応できるよう防災機能の向上のため移転に向け検討します。

#### ③ 都市計画区域海岸部での津波対策への取り組み

都市計画区域の海岸部は、福島川河口を中心に地震発生時において津波による避難指示の対象となっており、長期的な視点から津波防災施設の整備の促進を図るなど安全対策に努めます。

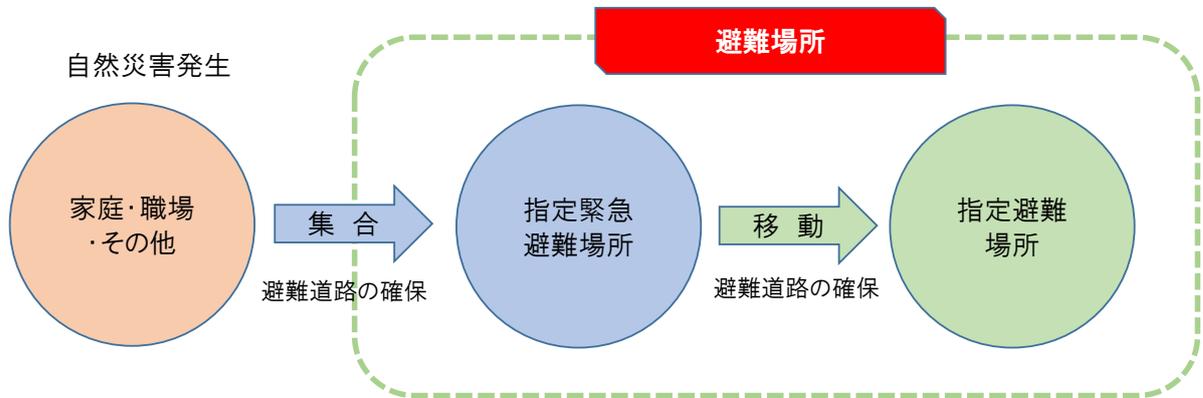
#### ④ 災害発生に備えた総合的防災対策の推進

災害発生の恐れのある危険区域の指定、防災対策の促進、情報伝達の整備等、総合的防災対策をより一層強化するとともに、関係機関と連携し、災害時における迅速で適切な対応ができるような組織・体制づくり、危機管理等のシステムづくりを進めるなどの取り組みを行っています。また、あらゆる災害に備えた防災対策を確保するため消防庁舎の移転に向け検討します。

#### ⑤ 市街地や集落での自然災害への対応

市街地や集落では、避難路となる道路の整備、防災拠点や避難場所となる公園、緑地の整備など自然災害に対処した基盤の整備に取り組みます。

また、自然災害発生の危険性が高まった場合、あるいは発生した場合に避難する指定場所に支障なく安全に行くことができるように避難のための道路の整備に取り組みます。なお、自然災害が発生した場合に、緊急的に避難する場所である「指定緊急避難場所」として小中学校のほか、総合運動公園、市木多目的広場が指定されています。避難道路の整備は安全で快適な通学路の確保にも繋がります。

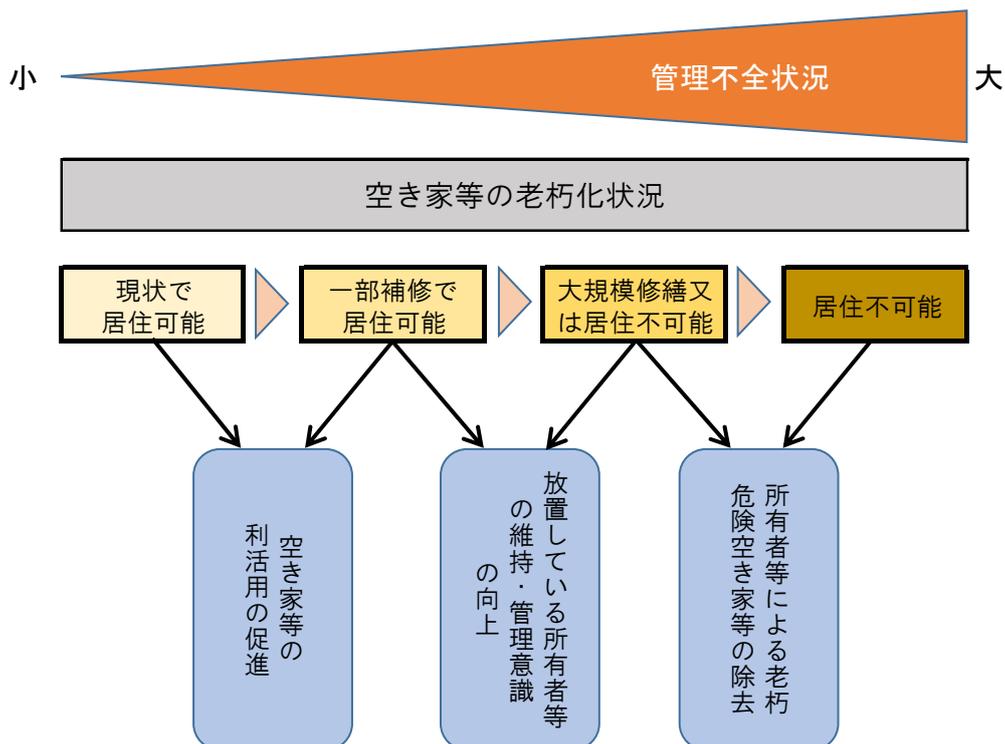


### ⑥ 増加する老朽危険空き家等への対策

人口や世帯数の減少に伴い、全国的にも居住世帯がない空き家等が増加しています。本市でも、空き家等がさらに増加していくことが予想されることから、居住可能な空き家等の利活用、所有者等による居住不可能とならないような適切な維持管理の促進による生活環境や景観の保全、災害の未然防止に取り組めます。

周辺環境を阻害する可能性がある老朽危険空き家等については、適切な除却により、災害等の発生防止に取り組めます。

図：空き家等の状況と対策



## ○ 景観形成に関する方針

### 1)景観形成に関する目標

「串間市景観計画」にあるように「自然を守る」、「文化的景観を育む」、「都市景観をつくる」という視点から景観形成に関する目標を次のように設定します。

豊かな自然を守り、誇りある文化的景観を育み、風格のある都市景観の創出

### 2)景観形成に関する基本的方向

#### ① 豊かな自然景観の保全

海岸線及び河川の景観の保全と再生、豊かな山々に親しむことのできる環境整備、市民やNPO団体等による自然美化活動の推進に努めます。

#### ② 誇りある文化的景観の形成

文化的資産の形成、里地、里山、里海の保全と再生、伝統的行事を楽しむ場の形成、集落景観維持のための仕組みづくりに取り組みます。

#### ③ 風格ある都市景観の創出

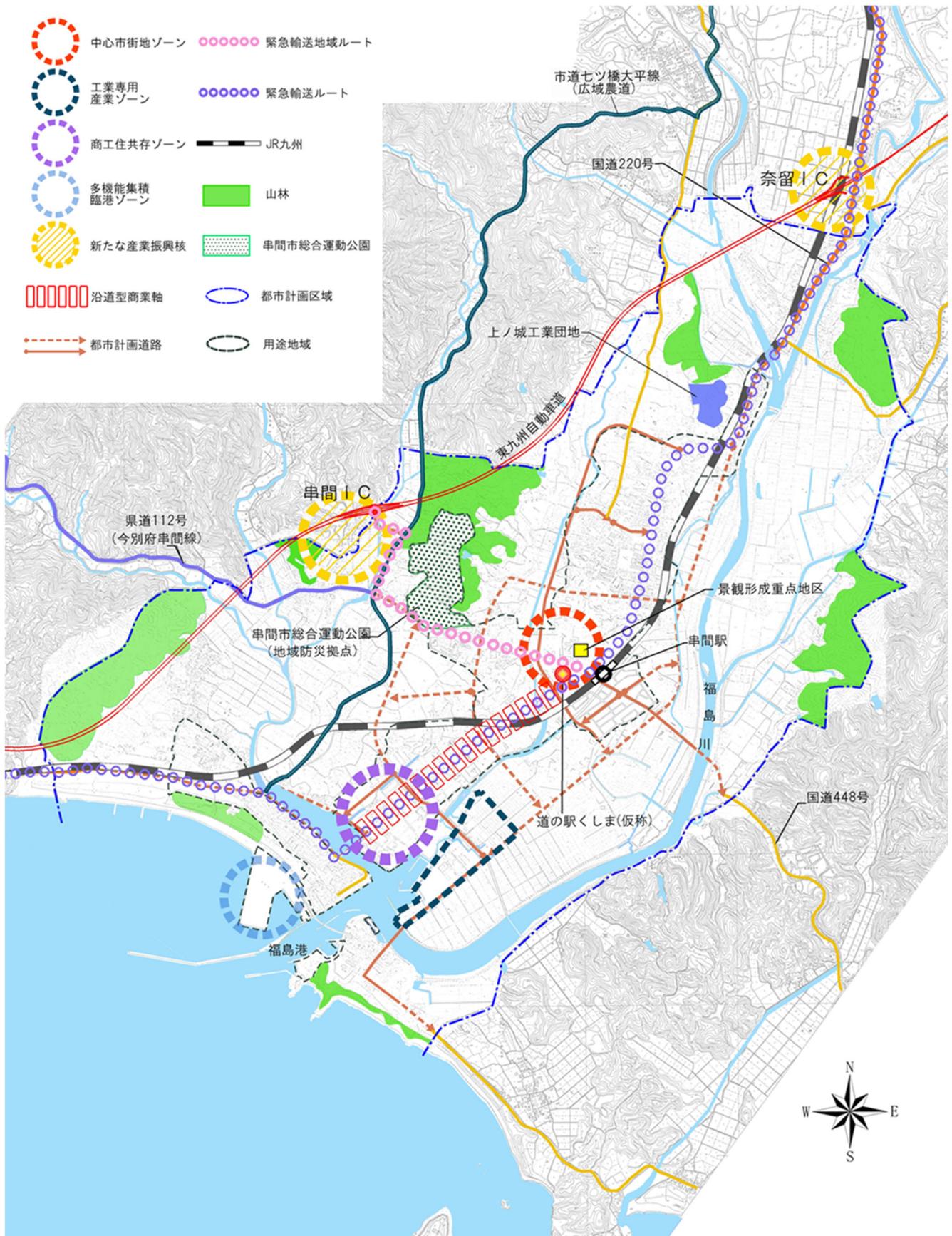
賑わいと活力を生み出す景観の創出、自然と歴史が調和したまち並みづくり、交通結節点の魅力づくりに取り組みます。

#### ④ 「景観形成重点地区」の形成

「串間市景観計画」において豊かな自然や地域固有の文化的景観など、串間らしい景観を有する地区として、住民の主体的な活動が期待でき、市全体への波及効果が高いと思われる「旧吉松家住宅周辺(仲町地区)」が先導的な役割を担う「景観形成重点地区」と定められています。さらに、市民から提案があった地区については、その都度、検討を行い、「景観形成重点地区」を更新することにより、各地区の個性と魅力を高める「景観からの地域づくり」を推進していくこととなっています。

都市計画区域における土地利用、都市施設整備などの方針を踏まえ、まちづくりの基本的方向を次のように設定します。

図;まちづくりの基本的方向(都市計画区域)



図; 将来の都市構造



## 地域別のまちづくり方向

本市は、福島地域、北方地域、大東地域、本城地域、都井地域、市木地域から構成されていることを踏まえ、6つの地域別に課題、目標、基本的方向などについて策定しています。

### ○ 福島地域

#### 1) 地域づくりの目標

本地域では、都市計画と都市活性化が連動した計画的なまちづくりの推進により、活力と魅力を醸し出す都市の再生を図ることを目指し、地域づくりの目標を次のように設定します。

**市の中心地として多様な機能や土地利用が調和した活力あるコンパクトな地域づくり**

#### 2) 地域づくりの基本的方向

##### ① 用途地域でのまちづくり

本市の人口が減少傾向にある中であっても、できる限り一定の人口を維持するために、本地域内にある用途地域を対象に、居住・医療・福祉・商業などの都市機能の集約、周辺地域と結ぶ公共交通等の充実について検討します。

さらに、本市の顔となるJR串間駅西側で都市のにぎわいと魅力を創出するための中心市街地としてふさわしい核づくりに取り組みます。

##### ② 良好な住環境の住宅市街地の形成

本地域の用途地域を主な対象として、生活道路の改良など安心して快適に住み続けられる住宅市街地の形成を図るとともに、未利用地での宅地化、空き家等の利活用に取り組みます。

##### ③ 道路ネットワークの形成

まちづくりの基本戦略と整合した用途地域内及び周辺の都市計画道路網の見直しに取り組みます。また、本市と他都市を結ぶ広域高速道路である東九州自動車道及びICの整備に伴い、ICと地域内主要ゾーンを結ぶ道路ネットワークの形成を図ります。

##### ④ 本市の活性化を図るための企業誘致

工業系用途地域に分布する未利用地などにおける多様な企業誘致により、新たな雇用の場の創出を図

ります。

#### ⑤ 高速道路IC周辺での新たな産業用地の創出

広域交通の利便性向上を生かし、IC周辺で新たな産業用地を創出することにより、さらなる企業誘致を図り、雇用の場の拡充に取り組みます。ただし、IC周辺は農地であるため、無秩序な開発を防止し、農業生産環境との調整を図りつつ、土地利用の整序に取り組みます。

#### ⑥ 農地の保全及び居住環境の維持

用途地域や西側の山林を除いた平坦地に広がる優良な農地を保全し、農業振興を図るとともに、生活の場である集落や住宅地の居住環境の維持に努めます。

#### ⑦ 基幹産業である農林水産業の振興・第6次産業化を図るための拠点創出

福島港背後地の臨港地区を活用し、集荷、配送、加工などを集約化し、第一次産業の高度化・効率化を図り、持続できる産業構造の形成に取り組みます。

#### ⑧ 都市の魅力を高める都市景観の創出

中心市街地にある「旧吉松家住宅周辺」では、「景観形成重点地区」として串間らしい都市景観の形成に取り組みます。また、市の骨格となる幹線道路で魅力ある沿道景観の形成を図ります。

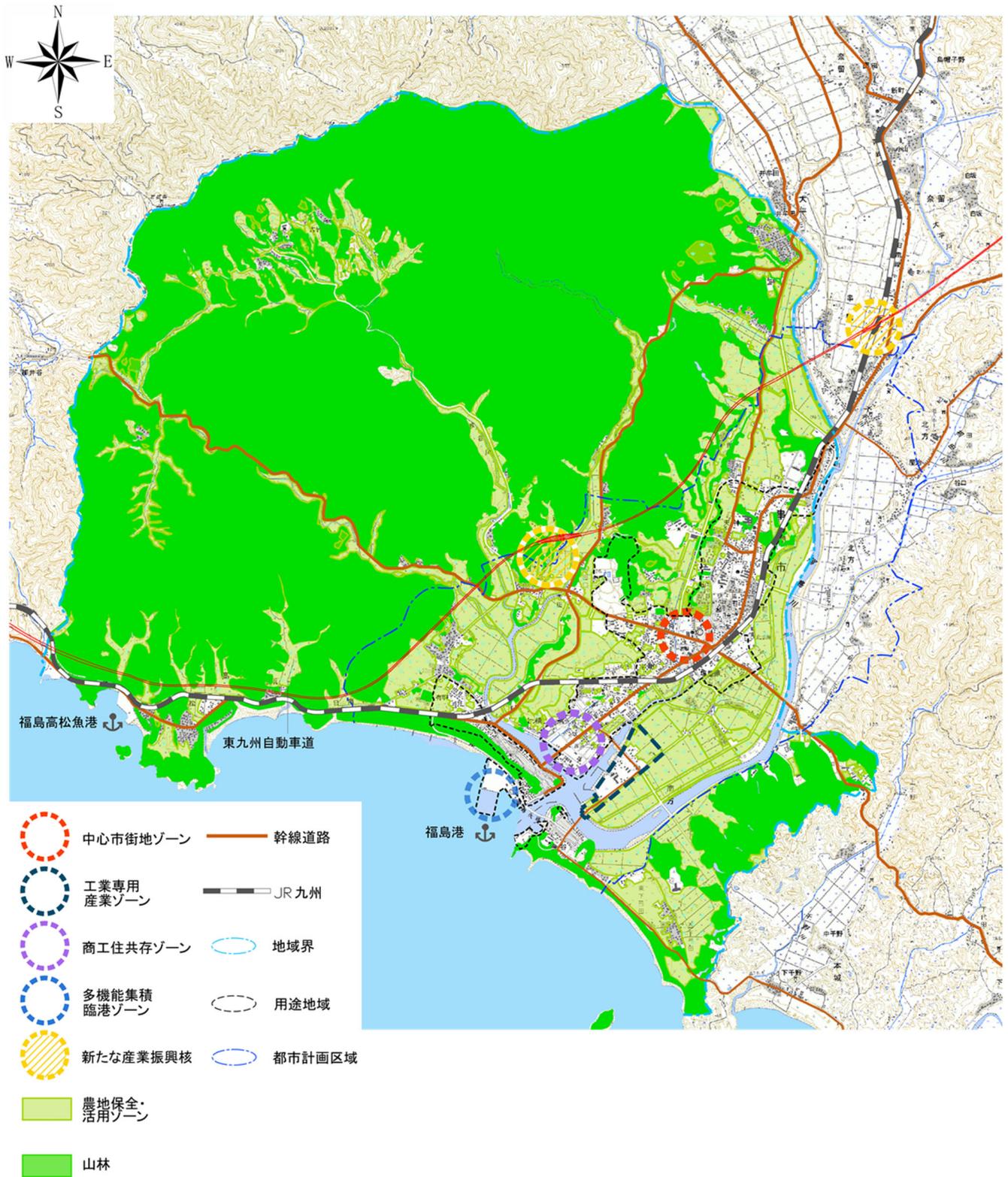
#### ⑨ 自然資源の保全

本地域の西側には、志布志湾を一望できる第二高畑山を含む山林があり、本市の貴重な自然資源の一画として保全を図ります。

#### ⑩ 自然災害に対処し安全・安心して暮らせるまちづくり

本地域は、海域や河川に面した平坦地に市街地が形成され、また、山林に囲まれた集落が分布しており、自然災害の影響を受けやすいことから、「地域防災計画」を踏まえ、安全性を高める災害対策を図ります。また、災害発生時の安全を確保するため、避難路の整備や避難場所の確保を図ります。

図;地域づくりの基本的方向(福島地域)



## ○ 北方地域

### 1)地域づくりの目標

本地域では、農地と山林からなるなどの特性を踏まえ、地域づくりの目標を次のように設定します。

## 山林を背景にした農地の保全、持続して生活できる地域づくり

### 2)地域づくりの基本的方向

#### ① 生活道路の改良

市街地地域から連なる南側の市街地、山際や中山間地の集落における生活道路は、狭あいあるいは不整形な道路もみられることから、日常生活に支障がある区間での改良に取り組みます。

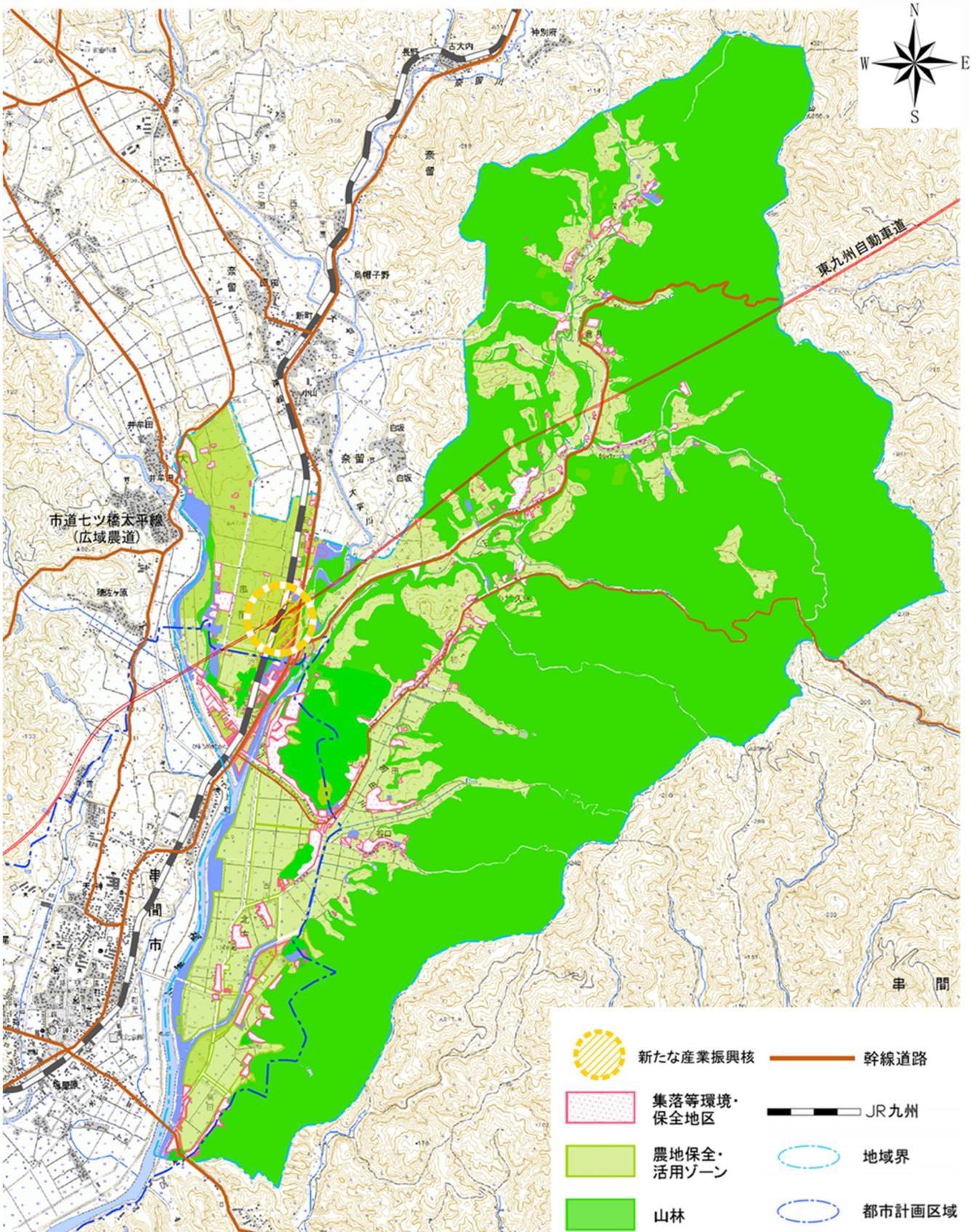
#### ② 農地の保全・活用

本地域の西側の農地(田)は、農業の基盤となる農地としての保全・活用を図ります。

#### ③ 自然災害への対応

本地域は、大半が山林であり、地震、台風、大雨による水害やがけ崩れなど自然災害が懸念されることから、「地域防災計画」を踏まえ、総合的な災害対策に取り組みます。また、災害発生時の安全を確保するため、避難路の整備や避難場所の確保を図ります。

図；地域づくりの基本的方向(北方地域)



## ○ 大東地域

### 1)地域づくりの目標

本地域では、特色ある農地・農業と豊かな山林からなる地域の特性を踏まえ、地域づくりの目標を次のように設定します。

**豊かな山林に囲まれ、多様な農林業を継承し、持続して生活できる地域づくり**

### 2)地域づくりの基本的方向

#### ① 地域中心集落地区の形成

地域の集落は、市街地から遠隔にあり、公共施設や生活サービス施設が少ないことから、人が集まりやすく、既存施設が集まっているJR日向大東駅周辺を小さな拠点である地域中心集落地区として位置づけ、日常生活に必要な施設の誘導を図ります。

#### ② 幹線道路の改良

地域の骨格であり、隣接する都城市を結ぶ県道 34 号は、部分的に狭あいな区間があることから、必要な区間での改良の促進を図ります。

#### ③ 生活道路の改良

集落における生活道路は、狭あいあるいは不整形な道路もみられることから、日常生活に支障がある区間での改良に取り組みます。

#### ④ 自然資源の保全・活用

本地域は、大半が緑豊かな山林が占めていますが、その中でも、県道 34 号沿いにある赤池溪谷、さらにクス学術林は、特色ある貴重な自然資源として保全・活用を図ります。

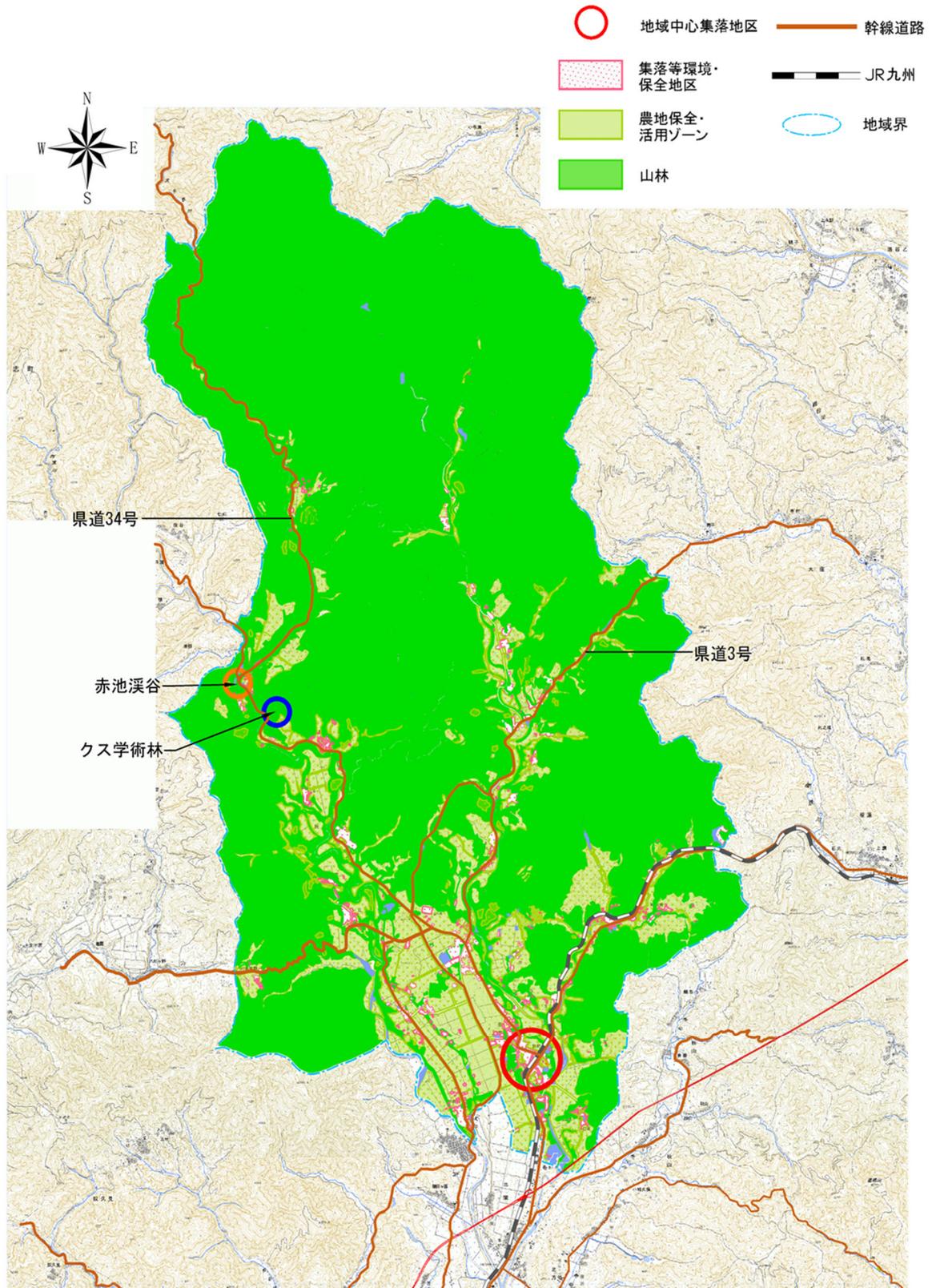
#### ⑤ 農地の保全・活用

本地域のほぼ中央部の台地に形成された畑は、農業の基盤となる農地としての保全・活用を図ります。特に、畑については、特色ある農業や畜産が営まれており、多様な農畜産物の生産の場としての振興を図ります。

## ⑥ 自然災害への対応

本地域は、大半が山林であり、地震、台風、大雨による水害やがけ崩れなど自然災害が懸念されることから、「地域防災計画」を踏まえ、総合的な災害対策に取り組みます。また、災害発生時の安全を確保するため、避難路の整備や避難場所の確保を図ります。

図；地域づくりの基本的方向(大東地域)



## ○ 本城地域

### 1)地域づくりの目標

本地域では、山林、海岸と豊かな自然資源に恵まれた特性を踏まえ、地域づくりの基本的方向を次のように設定します。

## 海に面し山林に囲まれた、農林水産業を生かした地域づくり

### 2)地域づくりの基本的方向

#### ① 地域中心集落地区の形成

本地域の集落は、概ね海岸部に分布し、福島地域の市街地から遠隔にあり、公共施設や生活サービス施設が少ないことから、人が集まりやすい幹線道路沿いの集落を小さな拠点である地域中心集落地区として位置づけ、日常生活に必要な施設の誘導を図ります。

#### ② 生活道路の改良

本地域の集落の生活道路は、狭あいあるいは不整形な道路もみられることから、日常生活に支障がある区間での改良に取り組みます。

#### ③ 旧学校跡地の有効活用

地域の活性化に寄与することを目的に、閉校した中学校を有効活用するため、事業者の公募を行っていますが、今後とも引き続き取り組んでいきます。

#### ④ 農地の保全・活用

海岸沿いから内陸部に形成された田は、農業の基盤となる農地としての保全・活用を図ります。

#### ⑤ 水産業の振興

漁港を拠点とする水産業は、漁業基盤の整備なども踏まえ振興を図ります。

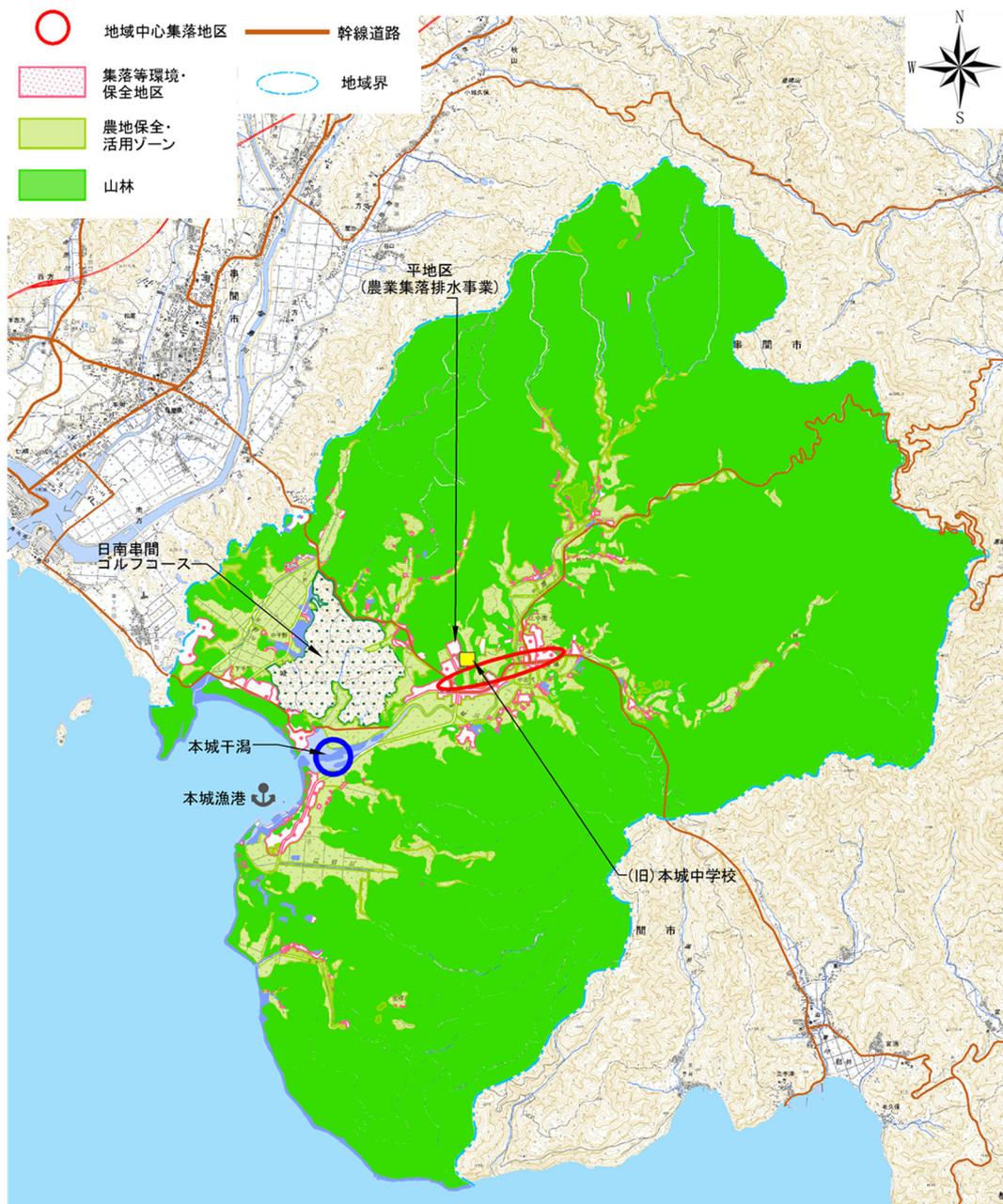
#### ⑥ 生活環境の保全

豊かな自然環境への影響を軽減し、生活の質を高める農業・漁業集落排水の保全・維持を図ります。

## ⑦ 自然災害への対応

本地域は、大半が山林であり、また、海域に面しており、地震や津波、台風、大雨による水害やがけ崩れなど自然災害が懸念されることから、「地域防災計画」を踏まえ、総合的な災害対策に取り組みます。また、災害発生時の安全を確保するため、避難路の整備や避難場所の確保を図ります。

図；地域づくりの基本的方向(本城地域)



## ○ 都井地域

### 1)地域づくりの目標

本地域では、山林、海岸と豊かな自然資源に恵まれた特性を踏まえ、地域づくりの目標を次のように設定します。

美しい山と海に抱かれ、観光を生かした交流がある地域づくり

### 2)地域づくりの基本的方向

#### ① 地域中心集落地区の形成

本地域の集落は、概ね海岸部に分布し、市街地地域から遠隔にあり、公共施設や生活サービス施設が少ないことから、人が集まりやすい幹線道路沿いの集落を小さな拠点である地域中心集落地区として位置づけ、日常生活に必要な施設の誘導を図ります。

#### ② 生活道路の改良

本地域の集落の生活道路は、狭あいあるいは不整形な道路もみられることから、日常生活に支障がある区間での改良に取り組みます。

#### ③ 旧学校跡地の有効活用

地域の活性化に寄与することを目的に、閉校した学校を有効活用するため、事業者の公募を行っていますが、今後とも引き続き取り組んでいきます。

#### ④ 新たな観光施設開発の促進

都井岬では、新たな観光施設開発の取り組みが行われており、海域に面した豊かな自然と調和した開発の実現を促進していきます。

#### ⑤ 自然資源・景観の保全・活用

本地域は、大半が緑豊かな山林が占め、変化に富む海岸線に面していますが、その中でも、野生馬が生息する都井岬は、特色ある自然資源として保全し、観光資源としての活用を図ります。また、自然豊かな海岸としての自然景観の保全を図ります。

## ⑥ 農地の保全・活用

海岸沿いに形成された田は、農業の基盤となる農地としての保全・活用を図ります。

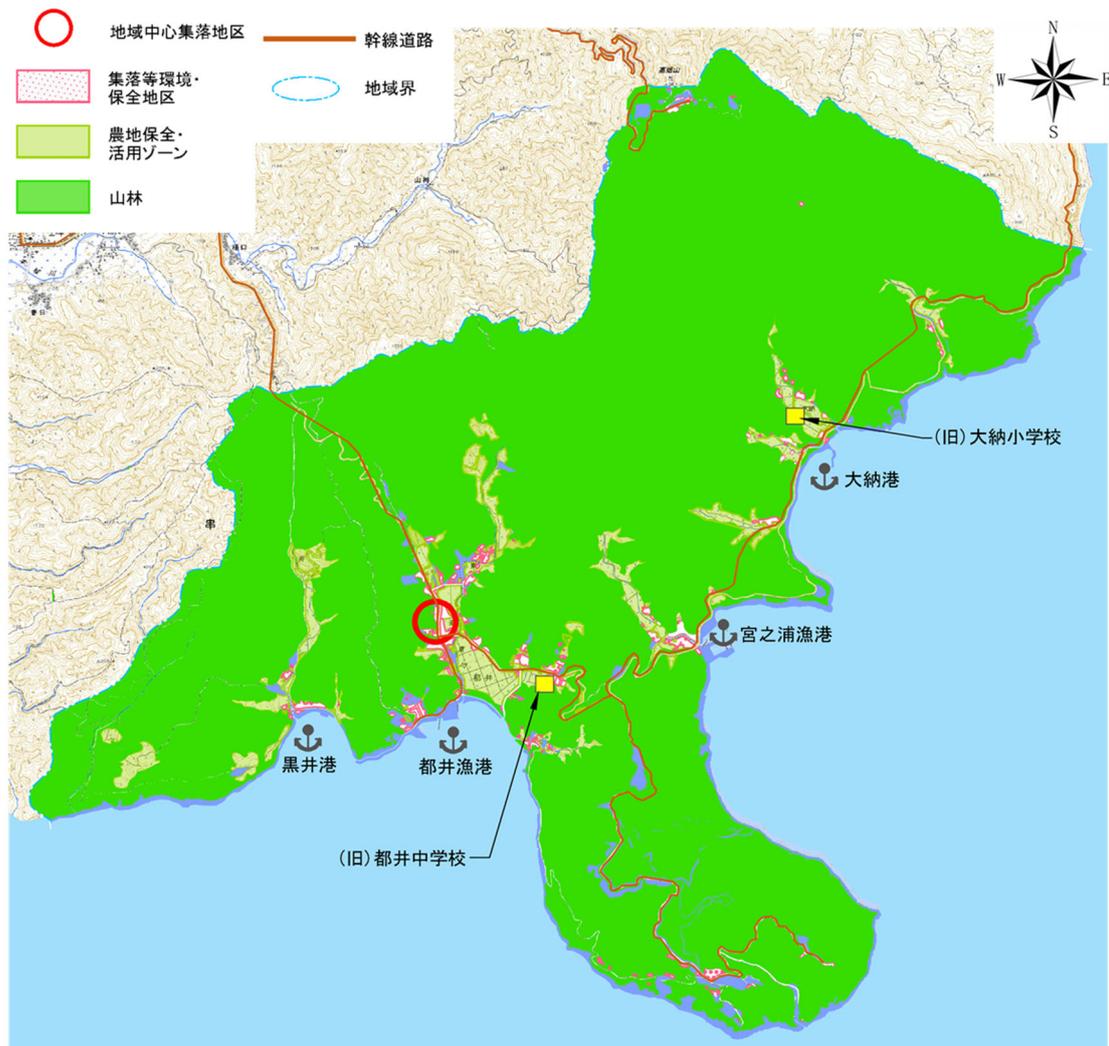
## ⑦ 水産業の振興

漁港を拠点とする水産業は、漁業基盤の整備なども踏まえ振興を図ります。

## ⑧ 自然災害への対応

本地域は、大半が山林であり、また、広大な海域に面しており、地震や津波、台風、大雨による水害やがけ崩れなど自然災害が懸念されることから、「地域防災計画」を踏まえ、総合的な災害対策に取り組めます。また、災害発生時の安全を確保するため、避難路の整備や避難場所の確保を図ります。

図；地域づくりの基本的方向(都井地域)



## ○ 市木地域

### 1)地域づくりの目標

本地域では、山林、海岸と豊かな自然資源に恵まれた特性を踏まえ、地域づくりの目標を次のように設定します。

美しい山と海に囲まれ、農林水産業を生かした地域づくり

### 2)地域づくりの基本的方向

#### ① 地域中心集落地区の形成

本地域の集落は、概ね海岸部に分布し、市街地地域から遠隔にあり、公共施設や生活サービス施設が少ないことから、人が集まりやすい幹線道路沿いの集落を小さな拠点である地域中心集落地区として位置づけ、日常生活に必要な施設の誘導を図ります。

#### ② 生活道路の改良

本地域の集落の生活道路は、狭あいあるいは不整形な道路もみられることから、日常生活に支障がある区間での改良に取り組みます。

#### ③ 旧学校跡地の有効活用

地域の活性化に寄与することを目的に、閉校した中学校を有効活用するため、事業者の公募を行っていますが、今後とも引き続き取り組んでいきます。

#### ④ 自然資源・景観の保全・活用

本地域は、大半が緑豊かな山林が占め、変化に富む海岸線に面していますが、その中でも、猿が生育する幸島は、特色ある自然資源として保全し、観光資源としての活用を図ります。また、自然豊かな海岸としての自然景観の保全を図ります。

#### ⑤ 農地の保全・活用

海岸沿いや山間地に形成された田は、農業の基盤となる農地としての保全・活用を図ります。

## ⑥ 水産業の振興

漁港を拠点とする水産業は、漁業基盤の整備なども踏まえ振興を図ります。

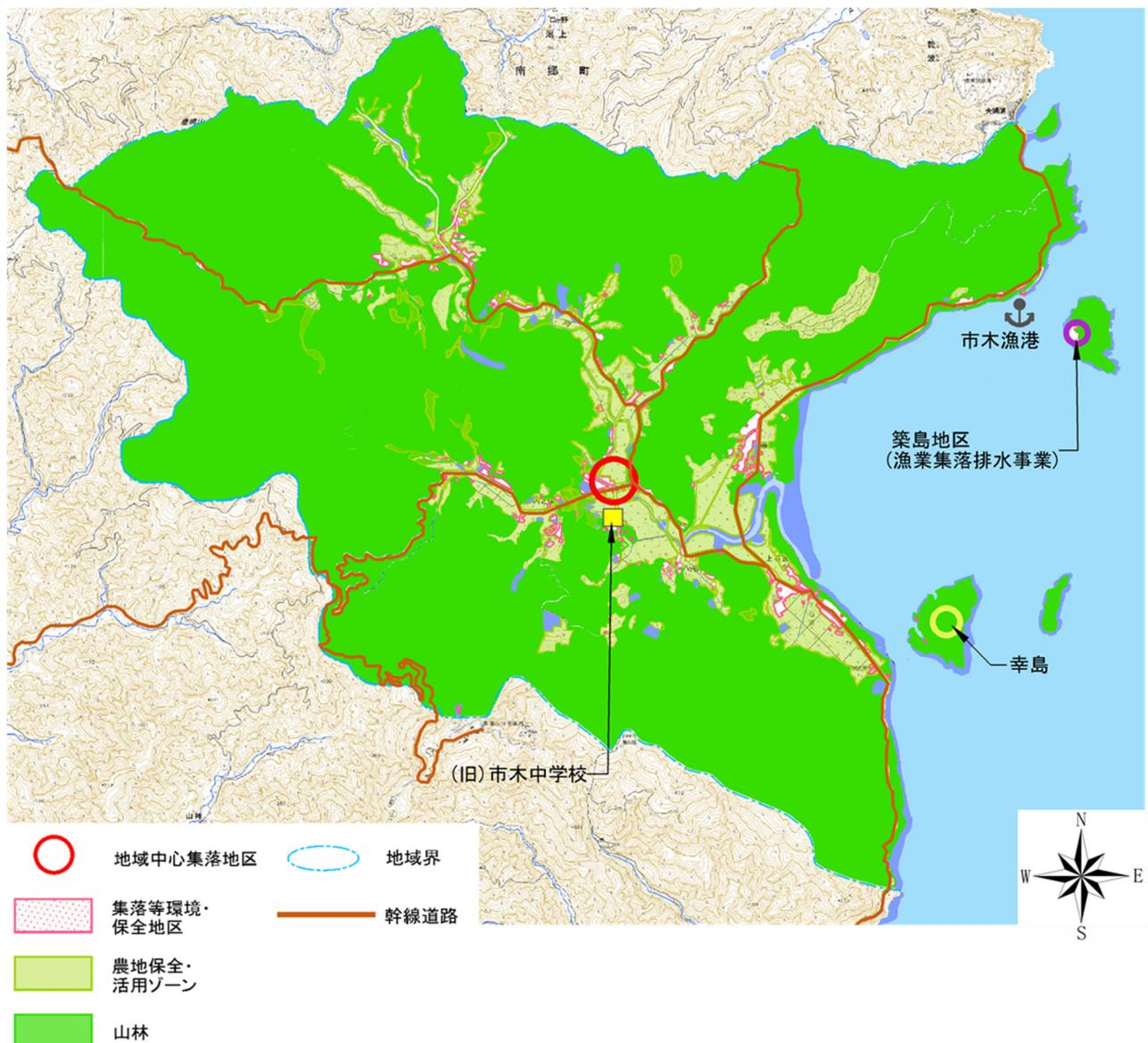
## ⑦ 自然環境の保全

豊かな自然環境への影響を軽減し、生活の質を高める漁業集落排水の保全・維持を図ります。

## ⑧ 自然災害への対応

本地域は、大半が山林であり、また、広大な海域に面しており、地震や津波、台風、大雨による水害やがけ崩れなど自然災害が懸念されることから、「地域防災計画」を踏まえ、総合的な災害対策に取り組みます。また、災害発生時の安全を確保するため、避難路の整備や避難場所の確保を図ります。

図；地域づくりの基本的方向(市木地域)



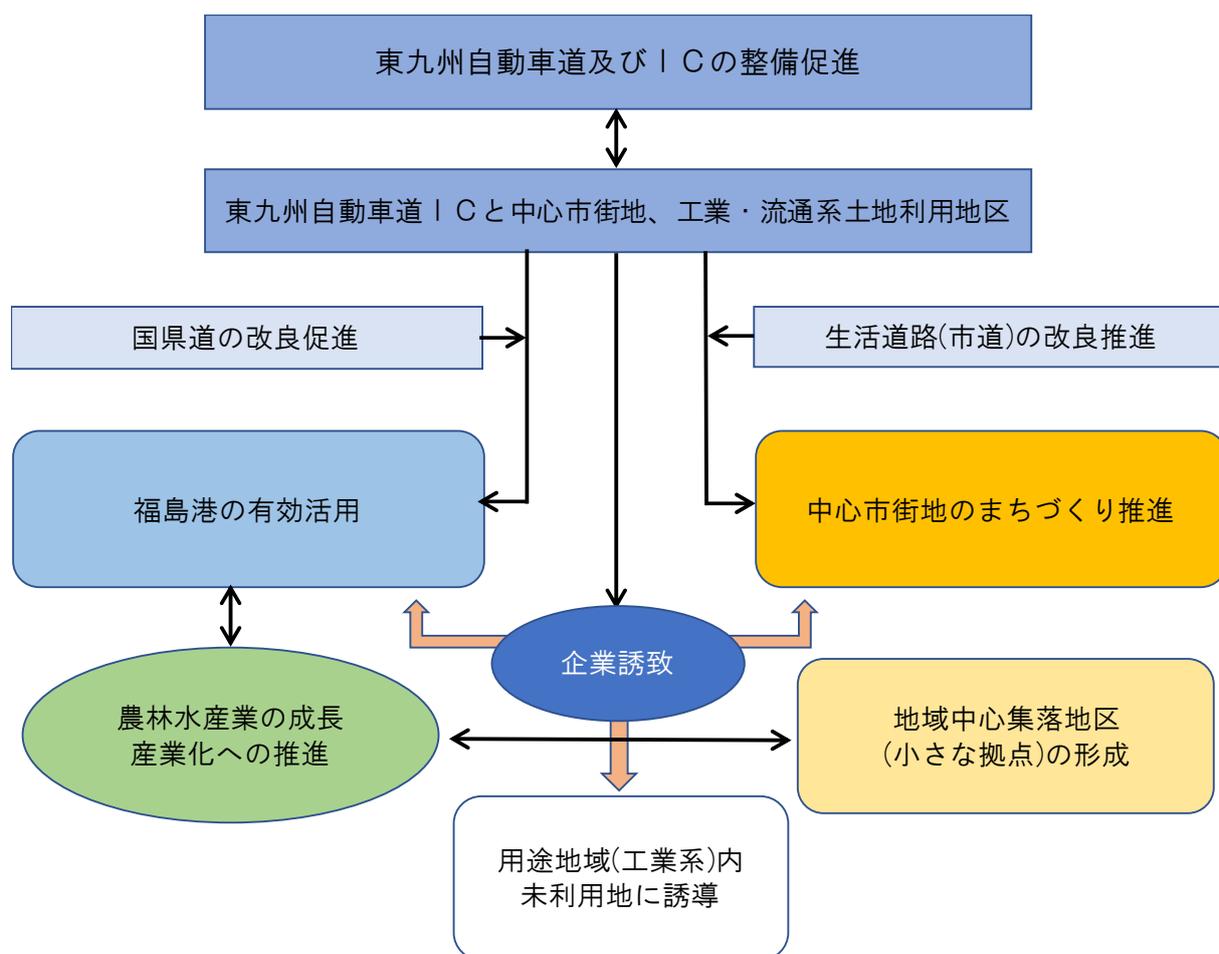
# 実現化方策

## ○ 実現のための基本的考え方

東九州自動車道及びICの整備を一大契機と捉え、活気があり、魅力ある都市の実現に向けて、都市計画マスタープランに基づいて、複合的・総合的にまちづくりに取り組みます。

そのため、東九州自動車道及びICの整備を促進し、合せてICと主要な地区を結ぶ道路整備に取り組み、基盤施設の拡充により企業等に対して都市としての魅力を高めながら、企業誘致を推進し、企業立地を実現化し、既存の用途地域(工業系)内の未利用地や福島港背後地の活用、中心市街地の活性化を図ります。さらに、基幹産業である農林水産業を成長産業としてより多様な振興を図るとともに、中山間地等の集落の生活の場としての機能やコミュニティ活動を維持するため、地域中心集落地区の形成に努めます。

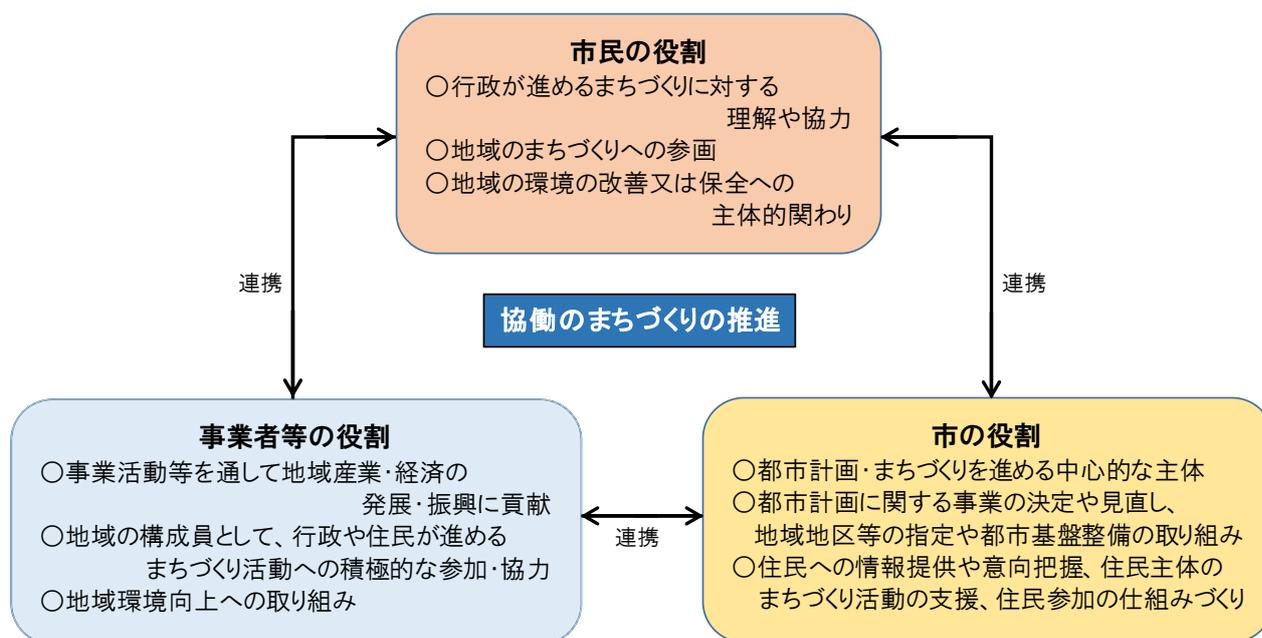
図;東九州道及びICの整備を契機とした複合的・総合的な取り組み



## ○ 実現化方策の方針

### 1)協働のまちづくりの推進

本市の都市計画マスタープランに掲げるまちづくりを実現していくためには、行政による取り組みはもちろんのこと、まちづくりに関わる市民や事業者など、まちづくりに関係するすべての主体が共通の目的意識を共有し、それぞれが適切な役割分担のもとに協力し合う「協働」によるまちづくりを推進していくことが重要です。そのため、お互いの立場や特性を認め、それぞれの主体性・自発性のもとに、共通する目標の実現に向けて取り組んでいきます。



### 2)まちづくりの推進体制の充実

本市の都市計画マスタープランに基づき、より効果あるまちづくりを実現していくため、国、県などが主体となって行う計画や事業と連携しながら進めます。特に、東九州自動車道及びICについては、国と連携しながら、早急な整備の促進を図ります。

都市計画マスタープランは、都市計画分野だけでなく、本市のまちづくりに関する長期的な基本方針を示したものであり、総合政策、財政、商工観光、農林水産、環境、防災、地域コミュニティなど多岐の分野にわたり関連することから、庁内の関係各課との協力、協議・調整を図りながら、本計画を指針として活用し、相互連携のとれた一体的なまちづくりを展開します。

## ○ 整備プログラムと進行管理

### 1) 整備プログラム

本市の都市計画マスタープランは、20年間の長期に及び計画であり、10年の期間で前期と後期に分け、概ね前期、後期、あるいは全期間にわたり取り組むプロジェクトを次のように設定します。なお、土地利用、道路、下水道などは、全期間あるいは超長期にわたり、取り組むことが必要なプロジェクトといえます。なお、整備プログラムの中でも、「都市計画道路の全面的見直し」、「串間市総合運動公園の地域防災拠点としての整備推進」、「総合的防災対策の推進」を重点的・優先的に取り組みます。

表：整備プログラム

施策	前期(2020～2029年)	後期(2030～2040年)
土地利用 都市施設	良好な居住環境の魅力ある住みやすい住宅地の形成	
	JR串間駅西側一帯での魅力ある市街地の形成	
	国道220号沿道での商業・サービス施設の立地促進	
	東九州自動車道ICを活用した計画的な工業・流通系産業の誘致	
	都市計画区域・用途地域の見直し	
	農林水産業の振興	
	都市計画道路の全面的見直し	
	都市計画公園の維持管理の向上	
	串間市総合運動公園の地域防災拠点としての整備推進	
	立地適正化計画の策定	
公共下水道の事業計画の見直し		
道路交通 ・空間	道路交通に対する事故削減	
	公共交通の利便性向上	
	観光資源を連携する道路空間の充実	
防災・減災	市街地や集落での自然災害への対応	
	防災公園の整備推進及び緊急輸送地域ルート <sup>1</sup> の維持・保全	
	市街地での建築物の耐震、防災機能の向上	
	都市計画区域海岸部での津波対策への取り組み	
	総合的防災対策の推進	
	災害発生時の避難場所の確保	
	災害発生時の避難路整備	
増加する老朽危険空き家等への対策		
景観形成	豊かな自然景観の保全	
	誇りある文化的景観の形成	
	風格ある都市景観の創出	
	「景観形成重点地区」の整備	

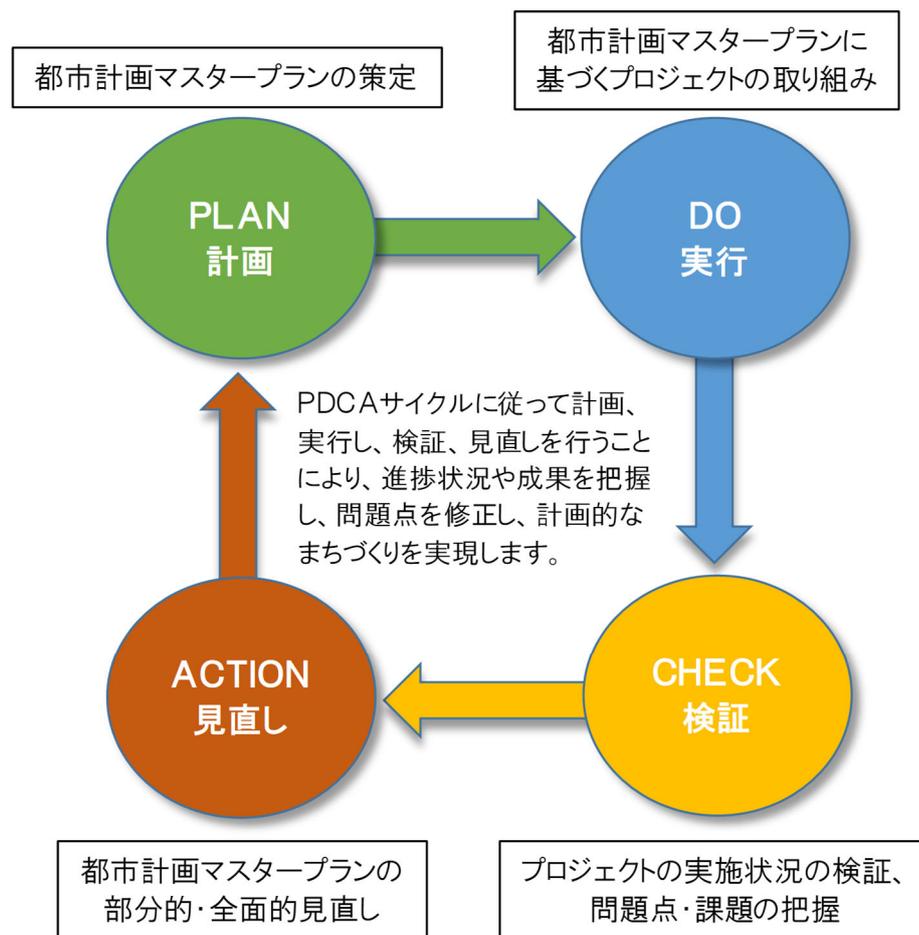
	前期		全期間
--	----	--	-----

## 2)進行管理

都市計画マスタープランにおいては、多様なプロジェクトが多数あり、かつ長期間を要することから、実施過程について適正に管理し、必要に応じて見直しを行うことが必要となります。

そのため、プロジェクトの進行管理に当たっては、「PLAN(計画)」、「DO(実行)」、「CHECK(検証)」、「ACTION(見直し)」からなるPDCAサイクルを導入し、着実な実現を目指します。

図：進行管理の考え方





## **串間市都市計画マスタープラン 概要版**

策定年月：令和2年8月

編集／串間市都市建設課

〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5550番地

TEL 0987-72-1111(代表)

FAX 0987-72-6727

URL <http://www.city.kushima.lg.jp>